

記載例

政治団体設立届

【提出部数】
全国団体3部、県内団体2部

届出日 令和〇〇年 7月 6日

政治団体を組織した日又政治団体となった日から7日以内に、郵送によることなく文書で届け出ること。

総務大臣
千葉県選挙管理委員会様

下記の記載内容及び規約の記載内容と一致していること。
(氏名・事務所の所在地等)

政治団体の名称 ちば一郎後援会
事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-1
代表者の氏名 千葉一郎

届出書を持参した年月日
(設立日以降の届出となる)

政党等の支部の場合のみ、本部の名称を記載

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

ふりがな	ちばいちろうこうえんかい		本部がある場合その団体名称	
政治団体の名称	ちば一郎後援会			
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 国会議員	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> 関係政治団体の区分	
目的	別添のとおり		組織年月日	令和〇〇年 7月 1日
主たる事務所の所在地	郵便番号	260-8667	電話番号	043-〇〇〇-1111
	住所	千葉市中央区市場町1-1		
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 千葉県(千葉市中央区)			
	<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上)			
代表者 (※通称名不可)	ふりがな	ちば いちろう	電話番号	043-〇〇〇-1111
	氏名	千葉 一郎	生年月日	昭和 55年 5月 5日
兼任可	郵便番号	260-8667	選任年月日	
	住所	千葉市中央区市場町1-1 令和〇〇年 7月 1日		
会計責任者 (※通称名不可)	ふりがな	ちば じろう	電話番号	043-〇〇〇-1112
	氏名	千葉 二郎	生年月日	昭和 58年 8月 8日
兼任不可 別人となる	郵便番号	260-8667	選任年月日	
	住所	千葉市中央区市場町1-2 令和〇〇年 7月 1日		
会計責任者の職務代行者 (※通称名不可)	ふりがな	ちば さぶろう	電話番号	043-〇〇〇-1113
	氏名	千葉 三郎	生年月日	平成 2年 2月 2日
支部の有無	郵便番号	260-8667	選任年月日	
	住所	東京都△△区□□□1-3 令和〇〇年 7月 1日		
課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 ふりがな <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職 氏名 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等			

政治団体を組織した年月日を記載

規約等と整合が取れていること。(基本的にはいずれも同じ日付となる。)

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

指定都市(千葉市等)を除く、市町村長及び市町村議の後援会等は優遇措置の適用はない。

《注 意》

- 1 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 3 政治団体の支部にあつては、「政治団体の名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「本部がある場合その団体名称」欄に記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記載又は黒塗り「■」することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に記載するとともに、国会議員関係政治団体に該当する場合は、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも記載すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は主に次のような団体に限られる。
 - ① 政党及び政党支部
 - ② 衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)

注：一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分及び現職又は候補者等の区分により、該当する「□」に記載すること。
- 9 **資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体指定届」も同時に提出すること。**
- 10 提出部数は**全国団体3部、県内団体2部**。（1部は本人控え分として受領印を押し返却）
- 11 **添付書類（全国団体3部、県内団体2部必要。**②③④については、1部は正本、ほかはコピーでもよい）
 - ① **規約（全団体必須）**
 - ② 被推薦書
(都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会)
 - ③ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - ④ 支部証明書・政党の状況等に関する届（政党支部）